

## 第34回入善町農業委員会議事録

令和2年5月8日午前10時から第34回入善町農業委員会が3F第2・第3会議室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 17名            欠員 1名

出席委員 14名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
6番 塚田 周一	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎
11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美	15番 愛場 義豊
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 3名

5番 島瀬 康一	7番 城崎 久満	16番 田中 吉春
----------	----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第123号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第124号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第125号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第126号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。新型コロナウイルスについては少し収束に向かっているかと感じるところですが、まだまだ気を緩めることなくやっつけていかなくてはと思います。

皆さんには三密にならないようにしていただいております。農業委員会には許認可業務があり、書面決議等できないために、皆さんに集まっております。今回も、速やかな議事進行にご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、本日もよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第34回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番五十里委員と2番米澤委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は入善町藤原〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,051㎡です。

譲渡人は入善町藤原〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町春日〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で6分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年300日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、21,426㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米田委員にいただいております。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米田委員

受付番号1番ですが、4月15日に譲受人が書類を持っていらっしやっただので、現場確認に行ってきました。その田んぼは以前から譲受人の〇〇さんが耕作しておられます。山崎委員が生前確認印を押しておられましたが、今回私の方で今一度現場を確認し、問題はないと思いましたが、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第123号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第123号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町荒又〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は96㎡です。申請者は、富山市新庄町〇〇の〇〇さんで、転用目的は「一般住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんの父が自己の住宅を昭和48年に建築し、また昭和49年に住宅敷地を拡張して、車庫を建築しました。その際に農地法の許可を得ずに造成、建築し、現在に至っていることがこの度判明したため、今回始末書をつけての転用申請となりました。

申請面積は96㎡となっており、車庫スペースとして利用するために必要な面積と認められます。また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ排水する計画となっております。

申請地の農地の区分は、第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る(既存地拡張)」の項目に適合すると認められることから、農地の区

分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和50年11月25日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

受付番号1番ですが、申請地は国道8号のすぐ横であり、売買するにあたって調査したところ、農地であったということでもあります。この土地を宅地にして処分するために今回の申請となった訳です。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第123号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町入膳〇〇外6筆の計7筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1064㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町上野〇〇の〇〇さんです。転用目的は「土砂置場等敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、〇〇の代表取締役を務めており、会社では入善町内に4か所ほど、土砂置場や資材置場等を確保しているが、どの場所も面積が不足しているため、今回新たに申請地を土砂置場等として利用するため、転用申請となりました。

申請面積は1,064㎡と、土砂、重機置場等として利用するために必要な面積と認められます。また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ流す計画となっております。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内であり、農地の区分は第3種農地で、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)により、第3種農地の転用は許可することができることから問題ないと考えます。

申請地は用途地域内にあるため、農振除外の手続きが不要であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続きまして、受付番号2番。申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は100㎡です。

貸渡人は、入善町青木〇〇の〇〇さん、借受人は、富山市吉作〇〇の〇〇さん外1名です。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の〇〇さんご夫婦は、現在、富山市のアパートにて生活していますが、将来、〇〇さんの農業を手伝うこと、また、子供の面倒を両親にみてもらいたいことから、奥さんの実家の敷地に住宅を新築する計画を立てました。

しかし、実家の敷地内にある納屋を一部取り壊してもなお、住宅を建築するための敷地が足りず、そこで隣接地である申請地を分筆し、既存宅地と一体的に利用する計画とし、今回の申請となりました。

申請面積は100㎡となっており、既存宅地のうち114㎡とあわせて、214㎡を住宅敷地として利用し、住宅、駐車スペース等として利用するために必要な面積と認められます。

また、排水につきましては、公共下水道に接続可能であり、雨水につきましては、隣接する排水路へ流す計画となっております。

申請地の農地の区分は、第1種農地であります。転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る(既存地拡張)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、現在除外手続き中であり、除外認定は、5月末を予定しており、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上、2件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

受付番号1番ですが、4月20日、司法書士の先生が書類を持っていらっしゃいました。申請地は、以前農地パトロールを行った場所です。問題はありませんでしたので確認印を押しました。以上です。

高澤委員

受付番号2番ですが、譲渡人と譲受人は親子です。譲受人の〇〇さんが書類を持っていらっしゃったので、問題がないと思い、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第125号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第125号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年5月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、37件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第126号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年5月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 1件、1筆、115㎡

上原地区 1件、1筆、617㎡

青木地区はありません。

飯野地区 21件、25筆、10,297㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区 3件、27筆、27,592㎡

桐山地区 1件、7筆、10,883㎡

横山地区はありません。

舟見地区 3件、5筆、5,331㎡

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、30件、66筆、54,835㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区 6件、9筆、9,024㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

桐山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区 1件、1筆、633㎡

以上、再設定の合計は、7件、10筆、9,657㎡です。

新規、再設定合わせて、37件、76筆、64,492㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地

のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第125号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第126号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

配布物の確認です。2020年度全国農業図書普及推進図書という冊子をお配りしましたので、ご興味のある方はご注文いただければと思います。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はありませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第34回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月8日月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午前10時20分)